

議員提出第2号

議第70号天草市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について
に対する附帯決議について

天草市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和5年9月22日

提出者	天草市議会議員	柴田	誠
賛成者	天草市議会議員	平山	泰司
賛成者	天草市議会議員	船辺	修

議第70号天草市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について
に対する附帯決議（案）

本議案では、22か所の出張所を廃止し、出張所の最寄りの郵便局へ業務委託を行うため、条例を改正するとのことであるが、本市議会へ本年5月に初めて説明が行われ、本定例会に提案されるなど、市民生活に直結する重要な案件である本件を、早急に改正することに大きな疑問を感じる。

本市においては、人口減少と高齢化が急速に進行し、各地域における集落の維持が困難な地域も出てきている。

このような状況の中、行政手続だけではなく、様々な相談にも応じ、地域の拠り所となっている出張所が廃止され、郵便局へ業務委託されるということは、過疎化が進む地域にとっては大きな不安が残ることとなる。

出張所を廃止し、令和6年10月から郵便局へ業務委託を行うためには、市民の理解を得ることは必要不可欠である。

よって、業務委託へ向け、プライバシー保護を徹底することはもちろんのこと、市民の混乱を招くことがないように、説明会の開催をはじめ様々な方法による周知を図るとともに、市民の声に耳を傾け、改善を図りながら実施することを強く求め、ここに附帯決議を付すものである。

以上、決議する。

令和5年9月22日

天草市議会